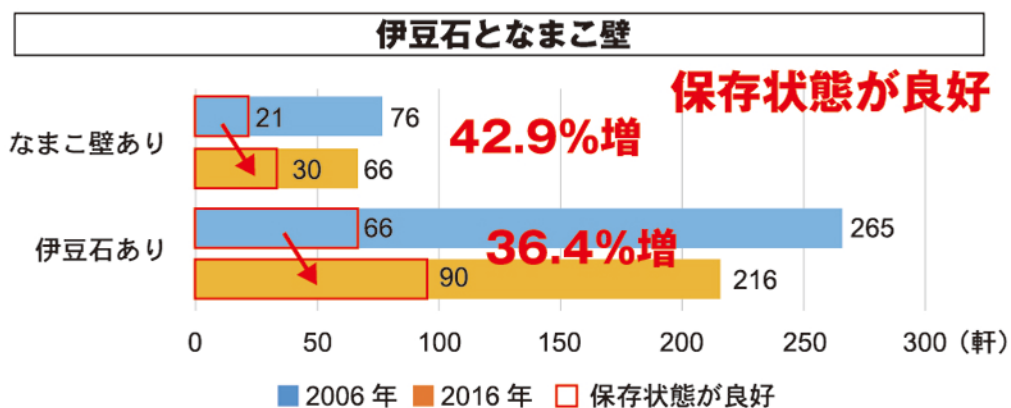
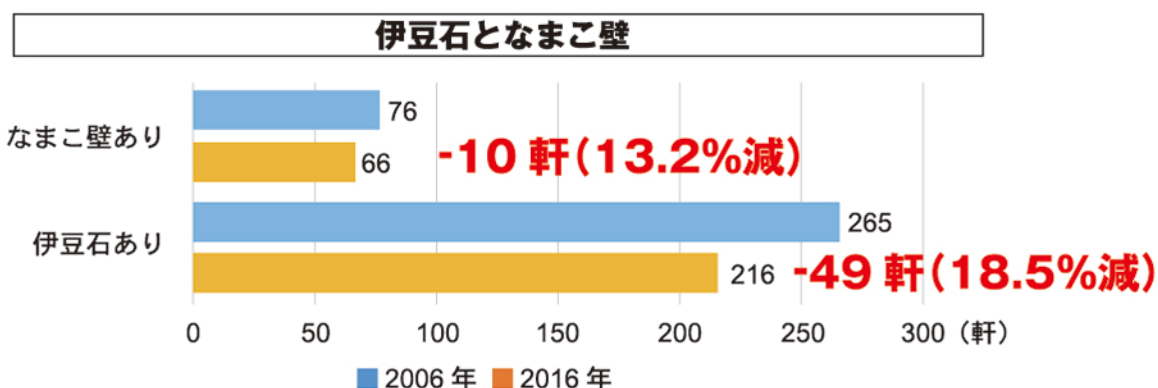


下田まち遺産制度ができる前と後の違い ～ 10年間で変わったこと～

下田まち遺産こどもシンポジウムが10回目を数えたということは下田市景観計画が策定されてから10年が経過したということになります。

下田市景観計画は、薄れつつある下田市の原風景(野山や川など自然)、そして下田を象徴する建物が解体されてしまっていることに危機感を抱き、官民一体となって下田市にとって「誇り」「下田らしさ」「次代に継承すべき」に値するものを「下田まち遺産」と定義し、平成21年(2009年)に策定されたものです。

日本大学理工学部准教授の山中新太郎博士が平成18年(2006年)と平成28年(2016年)の旧町内の建物の変化を調査した「下田市旧町内の建物等の増減と利用者変化」から抜粋し、下田まち遺産の制度ができる前と後の違いを考察してみましょう。



この10年間に伊豆石やなまこ壁を利用した建物の数は減少していますが、保存状態が良好なものの数は増えています。

確かに伊豆石やなまこ壁を利用した建物の数は減少していますが、保存状態が良好な建物の数は増加しています。これについては下田まち遺産制度ができたことによる意識の高まり、そして修繕などの助成制度の利用促進が一因と考えられます。

平成30年度についても雑忠、田中邸の簡易修繕を行い良好な景観創出、下田まち遺産を未来へつなぐ取組を行っています。

今後も様々な活動(利用しやすい助成制度の検討等)から行ってまいりますので一緒に下田まち遺産を育てていきましょう。

伊豆半島全体での基準に 合っていない野立て看板をゼロに！

下田市を含む伊豆半島の13市町は、静岡県と協働で景観を良くするために様々な取組を行っています。

現況報告

下田市の違反看板数 (取組開始時) **124** 件
平成31年2月までに修正もしくは撤去した数 **62** 件
※下田市は現在約50%の達成率
※伊豆半島全体では2,232件中1,151件(51.6%)が修正もしくは撤去されている

現在、東京オリンピック開催までに力を入れているのが「屋外広告物(看板)」対策です。特に、伊豆半島に約2,200件存在する「基準に合っていない」又は「申請されていない」野立て看板をゼロにする取組を集中的に行っています。
昨年(平成30年)1月からこの取組を開始し、1年が経過し、下田市では皆さまのご協力により半数近くの野立て看板が是正されました。
美しい沿道景観創出のため、今後ともご協力をよろしくお祈りします。

屋外広告物(看板)の3つのポイント

- ①設置には申請・許可が必要な場合がある
- ②サイズやデザインなどルールがある
- ③一度許可が下りても2年に1度更新が必要

野立て看板設置のルールをもう一度おさらい

- ① 事業所等への案内に関して、事業所等が主要な道路(国道など)に接していない場合に設置できる。
- ② 案内図板の設置場所から事業所等の道のりが、10キロメートル以内であること。
- ③ 他の案内図板が、その設置予定箇所にある場合は、相互間距離として、左右方向に50cm以上かつ前後方向に5m以上案内図板どうしを離すこと。
- ④ 案内図板の高さが、地上5メートル以下。
- ⑤ 案内図板に表示される表示面積は、片面3㎡以内が原則です(特別規制区域)。表面と同じ形のものをぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏面に表示も可能。
- ⑥ 事業所等に案内するための地図又は矢印を必ず表示し、記載するスペースは、板面の表示面積の3分の1以上。
- ⑦ 電飾設備の動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの(案内広告を直接照らすものを除く)を使用しないものとなります。



屋外広告物パトロールの様子

屋外広告物条例がないと美しい景観が台無しに…。
みんなで美しい景観を守って行きましょう！

いきなり家の壁に勝手に看板が付けられていたりしたら、道路沿いに看板が何個も乱立したらせっかくの美しい下田市の景観を台無しにしてしまう恐れがあります。このような考えから、屋外広告物設置にはルール(条例)があります。屋外広告物法は実は昭和24年とかなり古い時期からある法律なのです。